

四

第 年 月 日 号 (整理番号)

稅務署長

## 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

年分所得税及び復興特別所得税の 年 月 日の

	① 加算税の基礎となる税額	円	○ 加重分等の過少（無）申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。
	② 加算税の割合	%	○ 加重分の重加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が⑥欄に移記してあります。
	③ 加算税の額 (①×②)	円	○ この新たに納付すべき加算税の額は、 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署に納付することになっています。
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額		
	⑤ 加算税の割合	%	
	⑥ 加算税の額 (④×⑤)	円	

本表の三の一

電子通知

- ※ 通知に係る加算税の納付の際は、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。  
なお、納付書が必要な場合には最寄りの税務署若しくは金融機関にお問い合わせください。  
詳しくは、国税庁ホームページの「国税の納付手続」 (<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>) をご覧ください。
  
- ※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。  
また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。